

2025 年 6 月 17 日

令和 6 年（行ウ）第 1 3 3 号 土地改良事業に係る費用等支払差止め請求事件（住民訴訟）

令和 6 年（行ウ）第 1 4 9 号 土地改良事業に係る費用等支払差止め請求事件（共同訴訟参加）

原告ら及び参加人ら訴訟代理人 弁護士 畠 田 健 治

1 IR 事業の公共性

まず、総論として、IR 事業に公共性はないという点です。

公金を支出するためには、その事業に公共性がなければなりません。

ところが、IR 事業には公共性はありません。IR 事業の中核をなすものは、カジノ行為、すなわち賭博行為です。賭博行為が禁止されている理由は、怠惰あるいは浪費という悪い習慣を蔓延させて、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労への意欲、尊重を蔑ろにすることです。また、今日的に言えば、ギャンブル依存症により個人の生活を破壊するおそれがあるからです。

このようにカジノ事業をその不可欠の要素とする I R 事業は、公共の利益、個人の利益を侵害するおそれがあるものであり、そこに公共性を認めることはできません。

しかも SPC は全くの私企業であり、公金支出は、私企業の利潤追求行為への加担でしかありません。

2 財政支出を抑制する規律・仕組みが働いていない

2 番目として、大阪市有地に関する契約について財政支出を抑制する規律・仕組みが働いていないということと、その理由です。

土地課題対策費用については、大阪市の公共事業と位置付けながら、自治体の財政支出を抑制するための地方自治法の仕組みが適用されない契約内容となっています。また、SPC が工事を行いながら、その土地については無償で使用しています。

なぜ、このような契約となったのでしょうか。大阪 IR の歴史を振り返れば、おのずから答えにたどり着きます。

大阪へのカジノ施設誘致をひたすらけん引したのは、大阪維新の会です。大阪維新の会は、選挙の公約としてカジノ誘致を掲げてきました。彼らにとっては、夢洲へのカジノ施設の誘致は是が非でも実現しなければならない政治課題でした。

しかし、誘致の熱烈さとは裏腹に事業者の応募は低調というべきものでした。当時、IR 事業の実績をもつ 7 つの業者らが応募に参加するとみられていました。ところが、2019 年中に 4 社が撤退を表明し、同年 12 月に公募を開始しましたが、

翌年２月になりさらに２社が撤退を表明し、結局応募したのは、MGM・オリックスコンソーシアム一者のみとなったのです。

そのような中、ボーリング調査により予定地に液状化現象が発見されたとして、２０２１年３月１９日、大阪府・市は、募集要項を大幅に修正したのです。すなわち、地中障害物及び土壌汚染等により、設置運営事業者の負担が増加する場合には、大阪市が一定の条件の下、その費用を負担すると修正したのです。それまで、松井市長は、IR事業への大阪市からの税金投入については一切ないと断言していたにも関わらずです。まさに、業者に有利に条件を書きかえたというほかありません。

このような経過からわかるように、応募に応じた唯一の業者、いわば、掌中の珠である、MGMオリックスコンソーシアムに決して逃げられないように、同社と大阪府・市の協議が進められたことは容易に想像できることです。

そうして、このような関係から締結された契約には、大阪市財政を毀損する次のような違法が存在することになります。

３ 市による本件土地課題対策費用の負担が違法であるという点

（１）まず、本件土地課題対策費用の負担が憲法１４条の平等原則に反するという点です。

被告は平等原則に反しないとしています。被告も自認するとおり、このような埋め立て地について大阪市が責任を負担するというのは例外的措置であり、しかも、そのような例外的な措置と比較しても、SPCを特に優遇していることが監査結果（丁９）からも明らかです。すなわち、大阪港湾局職員によれば、「埋立地の処分等で、大阪港湾局において過去にあらかじめ液状化対策等の土地課題対策工事を行なった上で、土地を引渡した事例はない」し、「今後、本件と同様の取扱いをする案件は、現時点ではない」ということです。本件における取扱いが極めて例外的であることがわかります。

（２）次に地方自治法及び地財法に定める契約に関する規律（地方自治法第２条第１４項、第２３４条、地財法第４条第１項）に反している点です。

ア そもそも、これら規律等が直接適用されるかどうかはともかく、これらの規律に従うべきことは、被告も争わないと考えられます。

しかしながら、被告が主張する土地課題対策費用の負担の措置、すなわち、「市とSPCで事前協議の上、市の設計・積算基準等により、市が妥当と認める額を負担する」であるとか、「市は、本件土地課題対策の実施内容及び費用負担額の妥当性を確保し、適切に管理するためのプロセス及び枠組みを構築し、当該費用が適

正であることを確認している」などというものでは、これらの規律に沿うものではありません。

地方自治法第234条は、公正性、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札を原則としています。

にもかかわらず、本件では、一般競争入札は行われず、随意契約により、しかも、SPCと関係の深い施工業者が選定されました。契約の公正性が疑われるものと言わざるを得ません。

イ さらに、被告主張の措置については、経済性の担保がされていません。

丁12号証で提出した昨年12月14日の新聞報道（丁12）によれば、「府・市が2023年9月にカジノ業者と交わした『液状化対策費の大阪市負担にかかる考え方』などの公文書」によると、「・・・①予定価格②実際に工事に要した費用一を比べて少ない方の金額を市が支払うとしています。」と報じられています。

一般に、競争入札が行われた場合、予定価格は落札額の上限です。入札に際して談合がなければ、実際の落札額は、予定価格を下回るのが通常です。現に、上記報道によると、2023年度の大阪市の土木工事の平均落札率は91.4%とされています。その場合、「実際に工事に要した費用」が、落札額を上回ったとしても、支払われるのは落札額です。

本件では、一般競争入札を行わなかった結果、施工業者が「実際に工事に要した費用」が「予定価格」以上であったと主張すれば、予定価格の金額が支払われてしまうのです。これでは、経済性の担保がされないことは明らかです。

4 最後に、市所有土地の無償使用が大阪市財産条例・財産規則に違反する点について述べます。

(1) 被告は、財産条例7条4項3号「公益上その他の事由により特に必要がある場合として財産管理者が定めるもの」であって、財産規則16条の3第2号又は4号に該当すると主張しますが失当です。

そもそも、被告が公益性の根拠として主張する集客や税収は、何らかの事業を予定する民間事業者不動産の貸付や売却をする場合には、大なり小なり生ずるものです。このような経済的な波及効果を財産条例における「公益」に含ませるのであれば、ほぼどんな事業でも「公益上必要」と認められることになり、財産条例7条は死文化します。

使用料の全部又は一部を免除することが出来る場合の典型である、条例7条4項1号は「国若しくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき」と定めています。これについて、丁13号証として

提出した大阪市の「大阪市財産条例及び規則の解説」によれば、同号の「公益事業」とは、「公益に関係し、公衆の日常生活に欠くことが出来ない事業であって、通常次のような事業をいう。運輸、郵便、電信電話、水道、電気、ガス、医療、公衆衛生」との趣旨であるとされています（丁 13）。これを見れば明らかのように、被告主張のような「市の収入が増えると見込まれる」ことは、本条例における「公益」に当たらないことは明らかなです。

準備書面冒頭では、大阪市の「テクノポート大阪計画」について述べました。時間の都合で省略しますが、大阪市は約 40 年前のこの計画と同じ過ちを犯そうとしています。原告らは、このような過ちを何としても食い止めたいと考えます。

以上